

○沖縄県子ども・子育て会議設置条例（改正後案）

平成25年10月29日条例第63号

改正

平成25年12月27日条例第71号

令和5年3月31日条例第8号

令和6年3月29日条例第18号

沖縄県子ども・子育て会議設置条例をここに公布する。

沖縄県子ども・子育て会議設置条例

(設置)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）138条の4第3項の規定に基づき、沖縄県子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。

(担任する事務)

第2条 子ども・子育て会議は、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第17条第3項、第21条第2項及び第22条第2項の規定によりその権限に属させられた事項に関すること。
- (2) 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第72条第4項第1号及び第2号に掲げる事務の処理に関すること。
- (3) 子ども基本法（令和4年法律第77号）第10条第1項に規定する子ども施策についての計画に関すること。

(組織)

第3条 子ども・子育て会議は、委員55人以内で組織する。

2 委員は、子どもを養育する者、学識経験者、子どもに関する支援を行う民間団体その他の関係者のうちから、知事が任命する。

(任期)

第4条 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長)

第5条 子ども・子育て会議に、会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、こども・子育て会議の会務を総理し、こども・子育て会議を代表する。
- 3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を行う。

(会議)

第6条 こども・子育て会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

- 2 こども・子育て会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(部会)

第7条 こども・子育て会議は、必要に応じ、部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員の互選により選任する。
- 4 部会長は、当該部会の事務を掌理する。
- 5 部会長に事故があるとき、又は欠けたときは、当該部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を行う。
- 6 こども・子育て会議は、その定めるところにより、部会の議決をもってこども・子育て会議の議決とすることができる。

(庶務)

第8条 こども・子育て会議の庶務は、こども未来部において処理する。

(補則)

第9条 この条例に定めるもののほか、こども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長がこども・子育て会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第1条及び第2条の規定（認定こども園法に係る部分に限る。）は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成24年法律第66号。以下「認定こども園法改正法」という。）の施行の日（以下「一部施行日」という。）から施行する。

(認定こども園法に係る特例)

- 2 子ども・子育て会議は、一部施行日前においても、認定こども園法改正法による改正後の認定

参考資料1

こども園法（以下「新認定こども園法」という。）第25条のその権限に属させられた事項（新認定こども園法第17条第3項の規定に係るものに限る。）について調査審議することができる。

附 則（平成25年12月27日条例第71号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月31日条例第8号）

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和6年3月29日条例第18号）

この条例は、令和6年4月1日から施行する。